

飲食店への時短要請協力金申請 地域別相談会

大分県は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている県内の飲食店、遊興施設等に対して、営業時間の短縮を要請し、対象となる店舗を運営し、時短要請に協力いただいた事業者の皆様に対して、協力金を給付しています。

当初の申請受付期間は以下のとおりでしたが、受付期間を延長し、まだ申請がお済みでない事業者の皆様や、申請書の記載方法が分からない事業者の皆様を対象とした相談会を県内6地域で開催します。

なお、制度の詳細は次のホームページをご参照ください。

(<https://www.pref.oita.jp/soshiki/14300/eigyujikanntanssyukuyousei.html>)

【申請受付期間】

- ・第1期(要請期間:5/12又は14～31):7/9(金)まで
- ・第2期(要請期間:6/1～13):7/21(水)まで



**7/30(金)まで
延長** します！！

地区	日時	会場
東部	令和3年7月16日(金) 10～16時	大分県別府土木事務所大会議室(別府市大字鶴見字下田井14-1)
中部	令和3年7月19日(月) 10～16時	大分県庁別館84会議室(大分市府内町3-10-1)
南部	令和3年7月20日(火) 10～16時	大分県南部振興局大会議室(佐伯市長島町1-2-1 佐伯総合庁舎内)
北部	令和3年7月21日(水) 10～16時	大分県北部振興局大会議室(宇佐市大字法鏡寺235-1 宇佐総合庁舎内)
西部	令和3年7月26日(月) 10～16時	大分県西部振興局大会議室(日田市城町1-1-10日田総合庁舎内)
豊肥	令和3年7月27日(火) 10～16時	大分県豊肥振興局大会議室(竹田市大字竹田字山手1501-2 竹田総合庁舎内)

※申込状況により、時間帯を変更する可能性があります。申込者多数の場合は先着順とさせていただきます。

【申込方法】 ≪申込期限:7月14日(水)≫

①FAXでお申込みの方→以下に必要事項をご記入の上送信してください。

FAX送信先:097-506-1754

②オンラインでお申込みの方→県庁ホームページから

オンライン申込フォームにアクセスの上お申込みください。

※右記QRコードから申し込みフォームに直接アクセスできます👉



店舗名(屋号)			
参加者氏名	希望会場 ※東部・中部・南部・豊肥・西部・北部の いずれかを記載	希望時間 午前:10～12時 午後:13～16時 ※午前・午後のいずれかに○	
		午前 ・ 午後	
電話番号	E-mail		

【お申込み・お問合せ先】 大分県商工観光労働部 商業・サービス業振興課 (TEL:097-506-3290)
(FAX:097-506-1754/E-mail:a14160@pref.oita.lg.jp)